5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供先21	市町村長 ※「5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表 131項	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	［　1,000万人以上　］	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先22	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の ※「5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　137項	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	［　1,000万人以上　］	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

提供先23	独立行政法人日本学生支援機構 ※「５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）」では、機関別符号ファイルそのものではなく、機関別符号ファイルを利用した副本情報の提供について記載している。	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　141項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先24	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　145項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

提供先25	都道府県知事	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　158項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先26	都道府県知事等	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　161項	
②提供先における用途	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

提供先27	都道府県知事	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　164項	
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先28	都道府県知事	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　165項	
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

提供先29	都道府県知事	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　166項	
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先30	都道府県知事	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　173項	
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

提供先31	都道府県知事等	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　20の2項	
②提供先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって第二十二条の二で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先32	法務大臣	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　55の2項	
②提供先における用途	☒入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

提供先33	出入国在留管理庁長官	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　55の3項	
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって第五十七条の三で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
提供先34	都道府県知事等	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　81項	
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[〇]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

提供先35	市町村長	
①法令上の根拠	利用特定個人情報省令第2条の表　95の2項	
②提供先における用途	母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務であって第九十七条の二で定めるもの	
③提供する情報	医療保険関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1,000万人以上　]	＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を保有する医療保険者等の加入者	
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他（　　）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	